

針刺し後のH I V感染防止体制整備要領

第1 目的

「針刺し後のH I V感染防止体制の整備について（平成11年8月30日厚生労働省通知）」に基づき、エイズ治療拠点病院等の医療機関に抗H I V薬を配置することによって、県内の医療機関及び保健所等においてH I V抗体陽性が確認されている患者からの針刺し等が発生した場合に、感染予防対策が円滑に行われることを目的とする。

第2 感染予防の方法

「医療従事者におけるH I Vの暴露対策（抗H I V治療ガイドライン）」（厚生労働科学研究費補助金エイズ対策研究事業「H I V感染症及びその合併症の課題を克服する研究（研究代表者：白阪琢磨）」）を参考にしして対応する。

第3 抗H I V薬を配置する医療機関

抗H I V薬を配置する医療機関（以下「配置医療機関」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 和歌山県立医科大学附属病院（エイズ治療中核拠点病院）
- (2) 日本赤十字社和歌山医療センター（エイズ治療拠点病院）
- (3) 独立行政法人国立病院機構南和歌山医療センター（エイズ治療拠点病院）
- (4) 新宮市立医療センター
- (5) 和歌山県立医科大学附属病院紀北分院
- (6) 公立那賀病院
- (7) 有田市立病院
- (8) ひだか病院
- (9) その他福祉保健部健康局長が必要と認めた医療機関

第4 配置医療機関の役割

- (1) 針刺し等が発生し抗H I V薬の提供の依頼を受けた配置医療機関は、速やか（なるべく針刺し等発生から2時間以内）に抗H I V薬を提供する。
- (2) 必要に応じて、感染予防のための指導・助言等を行う。
- (3) 抗H I V薬受払簿（様式1）を作成し、抗H I V薬を適正に管理するものとする。

第5 配置医療機関における連絡先の公開

配置医療機関においては、院内の連絡先を決めて県健康推進課に様式2により報告するものとする。当該連絡先を変更したときも、同様とする。

また、県健康推進課は、連絡先を関係機関（県医師会・県病院協会・県歯科医師会・保健所等）に周知し、様式3によりホームページで公開するものとする。

第6 抗HIV薬の提供

- (1) 抗HIV薬の処方箋は、原則として、針刺し等が発生した医療機関等の医師が書き、針刺し等の当事者（以下「当事者」という。）はその処方箋の写しを持参する等により、配置医療機関から抗HIV薬の提供を受けるものとする。
- (2) 処方日数は、専門医に受診できるまでの間必要かつ最小限（平日は1日分、土日祝日及びその前日は、平日受診できるまでの期間分）を原則とする。
- (3) 抗HIV薬の提供に際しては、処方した医師が当事者に十分説明し、同意を得るものとする。
- (4) 抗HIV薬の処方は、「医療従事者におけるHIVの暴露対策（抗HIV治療ガイドライン）」によるHIV暴露後予防のレジメンを原則とする。
但し、配置医療機関には以下の抗HIV薬を配置する。
Raltegravir（アイセントレス®；RAL）＋Truvada（ツルバダ®；TVD）
- (5) 抗HIV薬の服用を開始した場合、当事者はできるだけ早く、配置医療機関等の専門医を受診して服用継続の適否について相談のうえ決定する。

第7 体制整備に対する県の支援

県は、配置医療機関に対し、緊急時に必要な抗HIV薬を購入し配置する。

- (1) 配置する抗HIV薬は、1配置医療機関あたり3～5日分程度とする。
- (2) 対象となる抗HIV薬は、緊急時に対応するための新規購入分及び使用期限切れの更新分とする。

附 則

この要領は、平成9年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年3月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年11月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年8月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年9月1日から施行する。